

高田馬場駅周辺エリアまちづくり推進協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、「高田馬場駅周辺エリアまちづくり推進協議会」(以下、「推進協議会」という。)とする。

(目的)

第2条 誰もが自分の歩幅で成長できる“高田馬場”をコンセプトとした「高田馬場駅周辺エリアまちづくり方針」(令和4年7月 新宿区)の実現に向け、多様な主体がそれぞれの役割を認識し、協働によるまちづくりを進めるため、意見交換、情報共有等を図り検討を行う。また、高田馬場駅周辺エリアまちづくり推進検討委員会と連携を図りながら進めるものとする。

(区域)

第3条 「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針(令和2(2020)年12月 東京都)において「活力とにぎわいの拠点地区」に設定されている「高田馬場」の区域及びそれに関連する範囲とする。(別紙「対象区域図」参照)

(活動)

第4条 推進協議会は、第2条の目的を達成するために次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) まちづくりに関する計画について、検討及び意見交換を行い、取りまとめる。
- (2) 前号の計画を実現するため、各関係機関と協議・連絡調整する。
- (3) まちづくりに関する情報について、対象区域内の土地建物の所有者、居住者及び営業者への提供に努める。
- (4) その他、まちづくりを進めるために必要なことを検討し、実施する。

(構成)

第5条 推進協議会は、別表1「委員名簿」に掲げる委員をもって構成する。

- 2 推進協議会は、会議を円滑に進めるため、会長を置く。
- 3 会長は、新宿区副区長とする。

(開催)

第6条 推進協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の了承のもと、委員以外のものを推進協議会に出席させることができる。
- 3 推進協議会の議事については、議事録を作成する。

(事務局)

第7条 推進協議会の事務局は、新宿区都市計画部景観・まちづくり課に置く。

(書面による議事)

第8条 やむを得ない理由により推進協議会を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面により推進協議会の開催に代えることができる。

(雑則)

第9条 この会則に変更の必要が生じたときは、推進協議会の承認を経て改正する。

- 2 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、推進協議会の議を経て別途定める。

(付則)

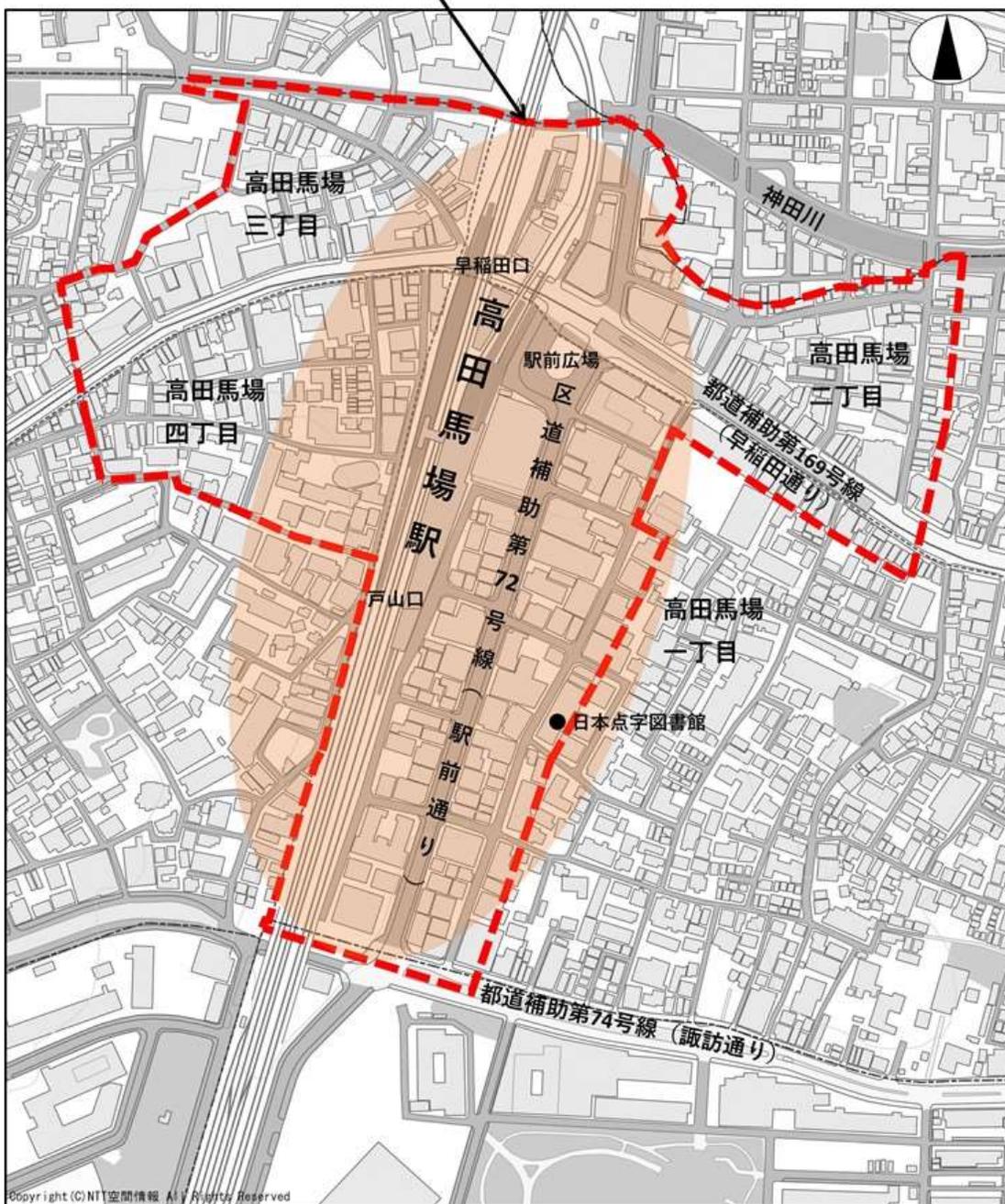
この会則は、令和5年3月10日から施行する。

この会則は、令和6年3月15日から施行する。

この会則は、令和7年2月 6日から施行する。

この会則は、令和8年2月 9日から施行する。

高田馬場駅周辺エリア
(活力とにぎわいの拠点地区及び関連するエリア)



別表1 委員名簿

区分	所属	氏名
委員	高田馬場町会 会長	大矢 悠人
	戸塚地区町会連合会 会長	福本 弘
	諏訪町会 会長	白子 君代
	高田馬場銀座商店街振興組合 理事長	星野 高行
	高田馬場清和会 会長	加納 由雄
	高田馬場三丁目宮田会 会長	養田 哲夫
	高田馬場西商店街振興組合 理事長	吉澤 盛芳
	高田馬場南親睦会 会長	太田 幸一
	さかえ通り商店会 会長	大田 雅博
	高田馬場駅戸山口協議会 会長	山崎 晃
	高田馬場駅東口地区市街地再開発準備組合 理事長	竹端 隆司
	新宿区 副区長	鈴木 昭利
顧問	東京富士大学 理事長	二上 映子
	元新宿区助役	高橋 和雄
新宿区	都市計画部長	
	都市計画課長	
	防災都市づくり課長	
	土木管理課長	
	道路課長	
	戸塚特別出張所長	
オブザーバー	独立行政法人 都市再生機構	
事務局	新宿区 都市計画部 景観・まちづくり課	